KAIZEN 啓源
www.kaizencpa.com
TRUST CAN ONLY BE EARNED

啓源会計士事務所株式会社
香港クントン巧明街111号富利広場21階2101-05室
電話：+852 2341 1444
メール：info@kaizencpa.com

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

米国株式会社配当の関連情報

米国の株式会社は二重課税に直面するかもしれません。具体的には、株式会社は課税年度ごとに法人所得税を申告・納付する必要があり、株主は配当金を受け取った課税年度に当該収入に対し納税する必要があります。但し、株主会社は利益を存して配当しないことができます。会社の発展や運営に使う資金として存する配当可能な未処分利益は最高 250,000 ドルです（パーソナル・サービス・コーポレーション（Personal Service Corporation）は最高 150,000 ドル）。この方式で株主は当該部分の金額に対し個人所得税を納付する必要がなくなり、一時的に二重課税を避けられます。もし会社は 250,000 ドルを超えた未処分利益を存する場合に（パーソナル・サービス・コーポレーションは 150,000 ドルを超えた場合に）、制限を超えた分に対して所得税を支払い、且つ 20%の追加罰金を支払う必要があります。

配当とは、会社が当期または累計の留保利益（E&P）を株主に分配するものです。会社は配当金を分配するときに、まずは当期の留保利益を使いますが、留保利益が足りたい場合には、累計留保利益から引き出します。従って、会社の累計留保利益が赤字だとしても、当期の留保利益が黒字であれば、株主へ配当金を分配することができます。会社は Form 1099-DIV を提出することで当期の配当金の金額を申告する必要があります。罰金を避けるために、会社は 1 月 31 日までに Form 1099-DIV を提出しなければなりません。

留保利益は、会社の納付すべき所得税額に基づき算出できます。留保利益とは、会社が費用と関連所得税を差し引いた後に株主に分配できる金額を指します。そのため、ある費用は課税所得を相殺できないが、留保利益を相殺できます。所得税の免除を受けた収入は留保利益に算入すべきです。資産の減価償却費は、留保利益を相殺できますが、米国税法 § 312（k）（1）に基づき、直線法（straight-line）に従って計算することが要求されています。

会社は他の米国会社から配当金を受領するとき、配当控除（Dividends Received Deduction）を受けられます。控除の比率は、持ち株数によって計算されます。
* 持株比率が 20%を下回った場合、配当金の 50%は控除できる
* 持株比率が 20%以上 80%未満の場合、配当金の 65%は控除できる
* 持株比率が 80%以上の場合、配当金の 100%は控除できる

一般的に、個人が米国会社から受領した配当金は適格配当（Qualified Dividends）とみなされます。2019 年適格配当の税率は下表をご参照ください。

	課税所得	
税率	個人申告	共同申告
0%	$0～$39,375	$0～$78,750
15%	$39,376～$434,550	$78,751～$612,350
20%	$434,551 以上	$612,351 以上

サービス分野

会社設立	合併買収	税務計画
口座開設	人事給与	会計記帳
監査及び保証業務	税務申告	商標の登録
知的財産権	移民ビザ	賃貸サポート

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール：info@kaizencpa.com,
固定電話：+852 2341 1444
携帯電話：+852 5616 4140、+86 152 1943 4614
ライン・WhatsApp・Wechat：+852 5616 4140
Skype: kaizencpa
公式ウェブサイト：www.kaizencpa.com

Copyright © 2002-2021 啓源会計士事務所株式会社